

# これから日本国から海外へ行かれることをお考えの皆様へ

本邦入国の際の検疫の強化が行われています。詳細は以下のとおりです。

(外務省海外安全ホームページ(日本における新型コロナウイルスに関する水際対策強化(新たな措置))中の「厚生労働省メッセージ」から抜粋)

## 1 過去14日以内に下表の国・地域に滞在歴のない方 (当分の間実施)

- (1) 空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認などが求められます。
- (2) 入国の翌日から起算して14日間は、ご自宅やご自身で確保された宿泊施設等(※1)で不要不急の外出を避け、待機することが要請されます。

※1: 自宅等への移動は公共交通機関(鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前に御家族や御勤めの会社等による送迎、御自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。

## 2 過去14日以内に下表の国・地域に滞在していた方 (当分の間実施)

- (1) 過去14日以内に、注の地域に滞在歴のある方は、検疫法に基づき、本邦空港にて検疫官にその旨を申告することが義務づけられています。
- (2) 空港の検疫所において、質問票の記入、体温の測定、症状の確認等が求められます。全員に抗原定量検査等(※2)が実施され、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で、結果が判明するまでの間待機いただくこととなります(現在流行地域の拡大に伴い、検査対象となる方が増加しており、空港等において、到着から入国まで数時間、結果判明まで1~3時間程度待機(再検査等の場合は2日程度要する場合があります。)いただく状況が続いています。御帰国を検討される場合には、上記のような空港の混雑状況や待機時間について十分御留意いただくようお願いいたします。また、今回の検疫強化によりすべての航空便が直ちに運休するわけではありませんので、航空便の運航状況についてご利用予定の航空会社のウェブサイト等でご確認の上、適切な時期をご検討ください。

※2: 代替可能な検査手法が確立した場合は、その方法で実施される場合もあります。

- (3) 検査結果が陽性の場合、医療機関への入院又は宿泊施設等での療養となります。
- (4) 検査結果が陰性の場合も、入国から14日間は、御自宅や御自身で確保された宿泊施設等(※3)で不要不急の外出を避け、待機することが要請されるとともに、保健所等による健康確認の対象となります。

※3: 自宅等への移動は公共交通機関(鉄道、バス、タクシー、航空機(国内線)、旅客船等)を使用せずに移動できることが条件となりますので、事前に御家族や御勤めの会社等による送迎、御自身でレンタカーを手配するなどの移動手段の確保を行ってください。

- (5) 上記の検査等は、検疫法に基づき実施するものであり、検疫官の指示にしたがっていただけない場合には、罰則の対象となる場合があります。

【表】 出入国管理及び難民認定法に基づき上陸拒否を行う対象地域(\*は8/28追加・変更の13か国・地域、全体で159か国・地域)

- (アジア) インド、インドネシア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、中国(香港及びマカオを含む)、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン\*、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、モルディブ
- (大洋州) オーストラリア、ニュージーランド
- (北米) カナダ、米国
- (中南米) アルゼンチン、アンティグア・バーブーダ、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、ガイアナ、キューバ、グアテマラ、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、スリナム、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ドミニカ国、ドミニカ共和国、トリニダード・トバゴ\*、チリ、ニカラグア、ハイチ、パナマ、バハマ、パラグアイ、バルバドス、ベネズエラ、ベリーズ\*、ホンジュラス、ブラジル、ペルー、ボリビア、メキシコ
- (欧州) アイスランド、アイルランド、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、アンドラ、イタリア、ウクライナ、ウズベキスタン、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、カザフスタン、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、キルギス、クロアチア、コソボ、サンマリノ、ジョージア、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、セルビア、タジキスタン、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベラルーシ、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポルトガル、マルタ、モナコ、モルドバ、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア
- (中東) アフガニスタン、アラブ首長国連邦、イスラエル、イラク、イラン、エジプト、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、トルコ、バーレーン、パレスチナ、レバノン
- (アフリカ) アルジェリア、エスワティニ、エチオピア\*、カーボベルデ、ガーナ、ガボン、カメルーン、ガンビア\*、ギニア、ギニアビサウ、ケニア、コートジボワール、コモロ、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ、ザンビア\*、シエラレオネ、ジブチ、ジンバブエ\*、スーダン、赤道ギニア、セネガル、ソマリア、中央アフリカ、チュニジア\*、ナイジェリア\*、ナミビア、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ\*、南アフリカ、南スーダン\*、モーリシャス、モーリタニア、モロッコ、リビア、リベリア、ルワンダ\*、レソト\*

本件措置の詳細については、厚生労働省のHP [厚生労働省 水際対策](#) をご参照ください。